当　薬　局　で　は

東海北陸厚生局へ下記の施設基準の届出をしています。

1	どこの保険医療機関（病院・医院）の処方箋でもお受けいたします。
2	薬歴簿（お薬のカルテ）を作成し、アレルギーや副作用の有無、複数の病院・医院から処方されているお薬、要指導・一般用医薬品（処方箋なしに購入できるお薬のこと）並びに健康食品等について飲み合わせを確認し、服薬管理指導料を算定しています。
3	健康に関する相談を受け付けています。
4	スタッフの資質向上を図る為の研修を実施しています。
5	一般名、剤形、規格、製剤の特徴、医薬品緊急安全性情報、医薬品・医療機器等安全性情報、これらの情報を随時提供できる体制を整えています。
6	医薬品医療機器情報配信サービス（PMDAメディナビ）への登録をしています。
7	電子レセプト請求、オンライン資格確認を行う体制を有しており、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用できる体制を整えているため、12月に1回に限り医療情報取得加算1点を算定しています。
8	マイナ保険証の活用、オンライン資格確認で取得した保健医療情報の活用、電子薬歴や電子処方箋等の導入等により質の高い医療提供ができる体制を整えていることから医療DX推進体制整備加算2(8点)を月に1回算定しています。
9	他の保険薬局等との連携により、災害や新興感染症等の非常時における対応につき必要な体制を整備しているため、連携強化加算(5点)を算定しています。
10	在宅患者訪問薬剤管理指導を行うことができる届出を行っており、医師の指示により自宅で療養されている患者さんを訪問して、お薬を管理することができます。
11	麻薬小売業者の免許を取得しており、必要な調剤及び指導を行うことができます。
12	1200品目以上の医薬品を備蓄しています。
13	当薬局へお電話を頂くことにより、休日・夜間を含む開局時間外であっても調剤・在宅業務に対応できる体制を整えています。
14	厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているため、調剤基本料3ハ（35点）を算定しています。
15	ジェネリック医薬品の調剤を積極的に行っており、厚生労働大臣の定める基準に適合しているため、後発医薬品調剤体制加算3（30点）を算定しています。
16	厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているため、地域支援体制加算3(10点）を算定しています。
17	かかりつけ薬剤師に同意された患者さんには、かかりつけ薬剤師に関わる指導料（「76点」、ただし、医療機関と連携した場合には「291点」）を算定しております。
18	在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績が厚生労働大臣の定める基準に適合している為、在宅薬学総合体制加算1（15点）を算定しています。（在宅の患者さんに訪問してお薬の管理及び指導をした方に限る）
19	在宅で医療用麻薬持続注射療法を行っている患者さんに対して、定められた薬学的管理及び指導を行った場合に在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算(250点)を算定しています。
20	在宅中心静脈栄養法が行われている患者さんに対して、定められた薬学的管理及び指導を行った場合に在宅中心静脈栄養法加算（150点）を算定しています。
21	

ファーマライズグループ